

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 4月総会議事録

期 日 令和2年4月10日(金)

場 所 川崎町役場2階入札室

令和2年4月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(13人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博	12番	横田 裕子
13番	山下 理江				

3、欠席委員(0人)

--	--

農地利用最適化推進委員

松崎 政臣	木下 重光
鍋籐 清隆	

4、本会事務局 事務局長 林勇 係長：中島俊悟 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第9番 谷委員 第10番 原委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第2号 非農地証明について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

その他

事務 局長 定刻となりましたので農業委員会4月総会を始めたいと思います。  
まず、はじめに会長より挨拶をいただきたいと思います。  
それでは、議長お願いします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、13名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。また本会議においてはマスクの着用を了解していただきたいと思います。

議 長 それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員 はい。

議 長 それでは9番委員の谷委員さんと10番委員の原委員さんよろしくをお願いいたします。

議長 それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号1について事務局は説明をお願いします。

事務局 議案の説明をする前に総会資料の修正が3点ございます。  
(修正点を言う)

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号1を説明します。1ページをお開きください。本件は先月の継続審議となった件になります。朗読いたします。譲受人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、人員1人、農主1人、農従0人、自作地、14,518㎡、小作地、8,134㎡、計22,652㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従0人、自作地、1,594㎡、小作地、0㎡、計1,594㎡、農機具の状況はなしです。土地の所在は、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積1,269㎡で他2筆で合計1,514㎡であります。通作時間は、車で10分で、申請理由は売買であります。さきほど言ったように先月の継続審議の分であります。譲受人の●●氏を本日の会議に来るように通知しております。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは本件の譲受人である●●さんが来庁されておりますのでただいまより入室を認めます。

(●●氏 入室)

それではただいまの事務局の説明また、譲受人への質問等あるかたは挙手をお願いします。

●● 委員 ●●さんにお伺いします。平成30年の9月に大豊の農地を申請してきた際は筑紫野市の住所で申請がっており、今回の申請は大字田原で申請がっておりますが、理由はなぜでしょうか。

●● 氏 登記の手順を簡略化させたいので住民票を変えたことと、今後、田川で農業をしていく姿勢を皆さんに見せるために住所を変えました。

●● 委員 今後川崎町に住んで農業をしていくということですか。

●● 氏 そうです。

- 委員 お尋ねしますけど、自作地が 14,000 m<sup>2</sup>程度あるようですが、この農地の大半は筑紫野市にあるということですよ。
- 氏 はい。
- 委員 それならば、田川で農業をやっていくのであればこの筑紫野の農地は手放してこられるのですか。
- 氏 いえ、筑紫野市の農地は手放しません。
- 委員 実際の生活基盤はどちらにあるんでしょうか。
- 氏 いまは田川にあります。
- 委員 申請地の住所は●●さんが住んでいる場所ではないのでしょうか。
- 氏 ●●さんの所有になっています。
- 委員 つまり一緒に住んでいるということですか。
- 氏 そうということになりますが、基本的に私が使わせていただいております。
- 委員 前回申請の面積が 1400 m<sup>2</sup>で今回申請の農地が 1500 m<sup>2</sup>で、計おおよそ 3000 m<sup>2</sup>となりますが、断然筑紫野市の面積の方が広いですが、それなのにわざわざ住民票を田川に移しての申請されたのでしょうか。正直、この売買が成立した際にまた筑紫野市に住民票を戻すつもりではないかと思っています。いわゆる、町外の方が 3 条申請した際に耕作時間とか現実的でない場合にこうやって意見が出ることを避けるためにしている疑いを持っています。
- 氏 そこまでは考えていませんが、今後土地を登記していくうえで簡略化したかったとは考えています。

- 委員 平成30年9月の際は、柿を植えたいということで申請があって、栽培計画書も出していただきましたが、計画通りの栽培がされているかという、全然されていませんよね。そういうことを考えて、この件についてはわざわざ住民票を移してまで申請するということが非常におかしいという懸念が抜けません。あなたの生活基盤が筑紫野市にあるとするならば、筑紫野市から申請すればいいじゃないですか。わざわざ住民票を移すというのがどうも腑に落ちません。
- 氏 わたしは今後田川で作物を作って、田川産の作物と名乗って出荷したいという考えがあります。実際に田川で作らないと田川産と名乗れないので、その田川産ブランドの作物の出荷先も私は持っていますのでそちらに出したいと思っています。
- 委員 あなたは●●さんと会われましたか。
- 氏 直接は会っていません。
- 委員 会ってなくて売買契約を結べましたか。
- 氏 結べました。
- 委員 私が知る限りでは、この土地は前回●●さんが隣の農地を資材置き場にすることで購入しています。その時に一緒に●●さんと契約したと聞いております。  
●●さんでは農地は売買できないから、いわゆる代わりにあなたが売買しているのではないかと思っています。
- 氏 私はそこについてはわからないので、何も言いようがないのですが、田川産の作物と名乗って出荷したいということです。
- 委員 いずれにしても、住民票だけを変えて申請するということが、どうもおかしいのでこの件については私としては納得できません。実際筑紫野に14,000㎡あるのであれば、そちらからこちらに通うのが普通でしょう。

- 氏 筑紫野市の農地についても増やしていく予定でありますし、田川の農地も増やしていきたいと考えています。
- 委員 売買契約を本人の●●さんと会わずに契約したと言っていました。が、どうやって契約したのか教えていただけませんか。
- 氏 仲介人を立てて、●●さんにわたしからお願いしました。
- 委員 その仲介人とは誰ですか。
- 氏 ●●さんです。
- 委員 合点がいきませんね。
- 委員 ●●さんと売買契約をしたのは●●委員が言うには、違う人なんですよね。
- 委員 私が聞いたところではそうですね。
- 委員 ●●さんにお尋ねしますが、●●さんと正式に売買契約を結んだ人はどなたでしょうか。
- 氏 わたしです。
- 委員 つまり委任状をかって●●さんに契約してもらったということですか。
- 氏 直接お会いしてはいませんが、●●さんとのやり取りはしっかりできております。
- 委員 ●●さんは領収書をもっていますか。
- 氏 持っていると思います。領収書を出したか出していないか私もあまり覚えていません。
- 委員 返事があやふやですね。持っているなら持っているはずすぐ出るはず。考えて返事をするということは持っていないのでしょうか。

- 委員 仲介人がいたら本人と会わなくていいでしょう。
- 委員 それは委任状があったらの話ではないでしょうか。
- 委員 それはしなくていいはずです。
- 委員 実際のところ、頼まれてやっているのではないのですか。正直言って。
- 氏 それはないです。
- 委員 ないのですね。私はあくまでも売買は●●さんととしたと●●さん本人から聞いております。
- 氏 ちょっとわたしはわかりません。
- 委員 ●●議員で登記ができないからあなたで登記するということではないですか。わたしはそう見えています。わざわざ住民票を移してから申請したのは審査逃れということですよ。
- 氏 最初にも言った通り、審査を簡略化させたい気持ちもありますし、皆さんに農業を川崎でやっていくのだぞという意味合いを込めて住民票を移しました。
- 委員 もしこれが虚偽のことであれば、あなた犯罪になりますよ。議会のなかで、虚偽を言っているとすると虚偽申請になりますので、その辺はよく考えていただきたいと思います。
- 氏 はい。
- 委員 私は別にあなたが筑紫野市の住所で申請していれば、別に何も問題はないと考えています。ただ申請のために住所を移して、許可がでたら、また筑紫野市に住民票を戻すようなことになる気がするのですよ。
- 氏 住んでいる場所や、住民票がどこであれ川崎町でやっていきたいというところがあります。

- 委員 嘘だと思います。そういう気持ちがあるなら、筑紫野市から申請できたと思います。
- 委員 この申請地は柿を植えるのみ日当たりや土壌は適していますか。
- 氏 はい。問題ございません。
- 委員 不思議に思います。土地を登記するための手段としていてかんじていますので
- 委員 コロナの関係で状況が状況なので、あまり長引かせるのはよくないと思います。ダメならダメとはっきり言った方がいいのではないですか。
- 委員 それはそれできちんと審議はしないとダメでしょう。
- 委員 実際、このままこちらで生活拠点は移すのですか。
- 氏 実際のところ未定であります。筑紫野市でも増やして、田川でも増やしていくとなると、家族ともに引っ越すことになるので、数年先の話はまだ分かりません。
- 委員 ●●さんに質問です、前回の時、柿を植えるということで、その後一時的に上物が建てたりして、今何本柿が植えられていますか。
- 氏 今12本です。
- 委員 全体で何本植える予定ですか。
- 氏 試験的にやっていますので、決まってはいません。
- 委員 試験的というのはどういう意味ですか。
- 氏 柿の成長を見て決めたいということです。
- 委員 つまりもっといけそうだったら増やしていくという意味ですか。

●● 氏 はい

●● 委員 最初の計画では全部柿畑にするという話だったと思います。

●● 氏 何本というのは明確になくて収量とか品質を見ながら決めていかなくてはいけないと考えています。

●● 委員 柿はすぐ状況を見ることができませんよね。3年以上はかかりますよ。その辺も疑問ですよ。あと防除とか考えていますか。果樹は3反もあると防除がかなり大変です。やる気を見せるために住民票を移したと言っていますが、申請地はあまりいい場所ではないですよ。本気でやろうと考えているとはどうしても思えないです。住民票云々よりも。今までの経緯を考えると疑われるのは仕方ないと思います。鉾書関係で上物を立てるとか本来あってはいけないことです。ということで私は疑問が残っています。

議 長 他に意見はありませんか。

●● 委員 今回の土地については栽培計画書を作成させて、その状況を見て、計画通りしなければ最初の状況に戻すと条件を付けてはどうでしょうか。

●● 委員 一旦、登記して元に戻すとか不可能だと思います。いずれにしても、住民票を移して申請したら簡単に許可するようでは、川崎町の農地は他市町村の人にとられてしまいますよ。ということで私はこの件については認めることはできません。

議 長 意見が出尽くしたようですので、締め切りたいと思います。それでは、●●氏には退席していただきます。  
(●●氏 退室)  
それでは再度意見のある方はいらっしゃいますか。

●● 委員 継続審議してはどうでしょうか

●● 委員 もう結果は出ているような気がします。

●● 委員 今回のような申請を簡単に認めたら川崎町の農業委員の権威はなくなると思います。正規の手続きで申請しなおしてもらいたいと思います。

●● 委員 私は本来の住所から申請しなおしてもらっても賛成できません。最初の件があります。手続きの方法というより、そのあとの話もあります。4月から横の●●さんの5条転用の工事をすると聞いておりますが、どのような感じでしょうか。

事務局 現在工事を始めているようです、最近課長と現場を確認しました。

議長 それではお諮りします。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1について賛成できない方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1については不許可といたします。

議長 それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号2について係ることありますので、先に報告第1号の番号1と番号2について先にさせていただきます。事務局は説明をお願いします。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）番号1と番号2について併せて説明します。13ページをお開きください。朗読いたします。番号1、賃貸人住所、福岡市東区香椎●●丁目●●番●●号、氏名、●●、賃借人住所、赤村大字内田●●番地、氏名、●●、土地の所在、川崎町大字安眞木●●番、地目、田、地積、1607㎡、契約期間は平成30年5月20日～令和3年5月19日の3年間あります。権利の種類については、農業経営基盤強化促進法による賃借権であります。申請理由は売買の為であります。番号2、賃貸人住所、福岡市東区香椎●●丁目●●番●●号、氏名、●●、賃借人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、土地の所在、川崎町大字安眞木●●番、地目、畑、地積、4099㎡、契約期間は平成30年5月20日～令和3年5月19日の3年間あります。権利の種類については、農業経営基盤強化促進法による賃借権であります。申請理由は売買の為であります。この後議案で挙がっておりますが、同じ案件の売買のため解約するという形であります。番号1については、水稻と畑、番号2については銀杏を植えております。場所等については、この後の議案第1号の番号2に出てきますので確認をお願いいたします。

議長 それでは報告1号の番号1及び番号2を終わります。

議長 それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号2について事務局説明をお願いします。

事務局

4ページをお開きください。朗読いたします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号2を説明します。4ページをお開きください。朗読いたします。譲受人住所、添田町大●●番地、氏名、●●、年齢67歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従1人、自作地、22,368㎡、小作地、0㎡、計22,368㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、福岡市東区香椎●●丁目●●番●●号、氏名、●●、年齢65歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従0人、自作地、11,735㎡、小作地、0㎡、計11,735㎡、農機具の状況はなしです。土地の所在は、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積1,607㎡で他7筆で合計11,735㎡であります。通作時間は、車で10分、申請理由は売買であります。譲受人は記載のとおり添田町在住であります。添田町でも2丁程度耕作されているようです。ほとんど現状のとおり作物を作るといことなので、周囲の営農に影響はないと考えます。また耕作証明書も提出されておりまして、農地法3条第2号の各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。場所等については5ページから8ページの添付資料を確認してください。3月27日に●●農業委員と●●推進委員に現地を確認していただいております。以上です。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、現地を確認しました●●委員は補足説明をお願いします。

●● 委員

いま事務局と現地確認をしました。現在の作物を継承して作るということで問題はないと思います。境界や周辺の農地の所有者も問題ないと思います。一筆の銀杏畑もそのまま耕作するとのこと。以上です。

議長

ありがとうございました。それではただいまの事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手をお願いします。

●● 委員

●●番は航空写真にありませんが、どちらにありますか

事務局

すみません。航空写真では記載できていませんが●●番地の上の筆になります。

●● 委員

この方は添田の●●建設の社長ですね

事 務 局

たぶんその運送屋さんだと思います。

議 長

他ございませんか。ないようですので、お諮りします。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号2について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）

賛成多数ですので議案号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号2について原案のとおり承認いたします。

議 長 それでは議案第2号に移ります。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第2号非農地証明について説明します。9ページをお開きください。朗読いたします。番号1、申請人住所、川崎町大字川崎●●番地、●●、土地の所在、大字川崎字●●番、地目、田、現況、雑種地、地積361㎡他1筆、計1,149㎡です。申請理由は20年以上も前より雑種地となっており農地への復旧が困難であるとのことです。現地確認は●●委員と●●委員にさせていただきました。こちらの土地については20年以上も前より耕作はしておらず、課税についても雑種地とされていたようですが、11ページの航空写真を見ていただくと分かりやすいですが、●●番については一部コンクリート、●●番については、山林化したところが入っています。3月30日に現地確認を行いました。その際に農地への復旧ができそうに見えることから、非農地証明については適さないという話になりました。非農地証明を発行したところで、法務局の登記官より分筆をするように指導される案件であると考えます。聞いた話によると、大雨で土砂の下になった、B&G下の修理工場がこの土地を買って使用したいと言われているようで、明確な目的があるようなので、5条申請をするべきだと思います。一応事務局の方から数回電話をしていますが出られないので、そのことを伝えることができていません。場所等については10ページから12ページに添付しております。確認をお願いします。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、現地を確認しました●●委員は補足説明をお願いします。

●● 委員 いま事務局と現地確認をしました。場所は木下鉄工所のすぐ近くにあります。平成8年ころからスクラップや家電を捨て、3年前に片づけたような形です。5条申請を本人がするようです。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは推進委員の補足説明であったように5条申請をするとのことなので、終わりたいと思います。

議長 それでは、報告第1号の番号3に移りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）番号3について説明します。14ページをお開きください。朗読いたします。番号3、賃貸人住所、山口県山口市●●番地、氏名、●●、相続人、●●、賃借人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、土地の所在、川崎町大字田原●●番、地目、田、地積、1412㎡、他1筆、計、1964㎡です。契約期間は平成30年5月20日～令和5年5月19日の5年間であります。権利の種類については、農業経営基盤強化促進法による賃借権であります。申請理由は高齢の為に病気にもなったとのことであります。

議長 それでは質疑ありませんか。それでは報告1号の番号3について終わります。

議長 その他についてありますか。

●●委員 以前に3条許可をした●●さんの件についてはどうなっていますか。

事務局 現地確認しましたが、なにもしていないので本人に指導する予定としております。

議長 他ございませんか

事務局 農業新聞及び農業者年金の推進をお願いします。活動記録簿についても提出をお願いします。報酬と費用弁償があります。金額等確認をお願いします。また報酬については6月より振り込みとさせていただきます。

議長 他ございませんか

●●委員 （産廃の話）

議 長

ほかありませんか。ないようですので、本日の議事はすべて終了いたしました。来月の総会5月8日の1時半を予定しております。これをもちまして4月の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後14時40分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

9番委員 \_\_\_\_\_

10番委員 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_